

行政文書管理状況報告表

(別紙1)
(単位：冊(件数))

1 行政文書ファイル管理簿の記載状況

(1) 行政文書ファイル数

① 分類及び保存期間毎の行政文書ファイル数

性質区分	行政文書ファイル等の保存期間の区分					合計
	30年	10年	5年	3年	1年	
1 法令に基づく協議又は同意及びその経緯		1				1
2 法令に基づく届出、通知等及びその経緯		1				1
3 応訴及びその経緯		1				1
4 国等の表彰に関する事項(73該当外)		1				1
5 県が主催する研修会、説明会等に関する事項				1		1
6 他団体が主催する研修会、説明会等への出席				2		2
7 行政文書の開示請求に対する決定及び経緯				1		1
8 委員会等の設置、諮問事項等(他項該当外)		1				1
9 県民の相談に関する事項				1		1
10 県の機関からの通知及び照会に関する事項					1	1
11 県の機関以外からの通知等(主管課に限る)				1		1
12 県の機関以外からの通知等(主管課以外)					1	1
13 通知又は報告に関する事項				3		3
14 明推協の設置、諮問に関する決定等		1				1
15 選挙啓発			3			3
16 参議院議員選挙					17	17
17 知事選挙					17	17
18 県議会議員選挙					6	6
19 市町村選挙			1			1
20 不在者投票	1					1
21 不服申立てに関する文書		2				2
22 政治団体の設立届等	1					1
23 収支報告書				1		1
24 使途等報告書			1			1
25 後援会等の看板等		1				1
26 開示請求				1		1
27 規定の制定又は改廃及びその経緯	1					1
28 直接請求基準数告示			1			1
29 照会・回答に関すること				2		2
合計	3	9	6	13	42	73

② 各所属別行政文書ファイル数（課を置く実施機関の場合）

部局・課名	冊数
選挙管理委員会	73

③ 媒体別の行政文書ファイル数

性質区分	行政文書ファイル等の保存期間の区分					合計
	30年	10年	5年	3年	1年	
紙	3	9	6	13	42	73
電子(※)						0

※ 電子とは、電子行政文書のみからなる行政文書ファイルをいう。

2 行政文書ファイル等の管理状況

(1) 点検の実施状況（令和元年度（2019年度）の実施状況）

- ① 点検の実施日数 計1日
- ② 点検の結果 問題なし
- ③ 問題点、今後の方策その他参考となる事項 特になし

(2) 監査の実施状況（令和元年度（2019年度）の実施状況）

- ① 監査の実施日数 計1日
- ② 監査の結果 問題なし
- ③ 指摘事項、今後の方策その他参考となる事項 特になし

(3) 研修の実施状況

区 分	回 数	参加人数
実施機関が自ら行う研修会		
知事部局が行う研修会		
国の機関(独立行政法人を含む)が行う研修会		
その他の機関が行う研修会		
合 計	0	0

(4) 行政文書の紛失又は誤廃棄件数及びその対策に関すること

※ 令和元年度（2019年度）に確認された件数を報告すること。

区 分	件 数
① 行政文書ファイル等の紛失件数	0
② 行政文書ファイル等の誤廃棄件数	0

③ 紛失又は誤廃棄の原因、理由

--

④ 今後の対策に関すること

--

(5) 行政文書の罹災状況（※推計値・確定値）※いずれかを○で囲むこと。

年 月 日に発生した	災害による罹災件数	0件
------------	-----------	----

(6) 行政文書ファイル等の移管及び廃棄又は延長の状況

① 移管及び廃棄に関すること

区 分	廃 棄	移 管	保存期間の延長
行政文書ファイル数			5

② 保存期間の延長に関すること

ア 性質区分及び保存期間別 保存期間を延長した行政文書ファイル数

※ 令和元年度(2019年度)に延長処理を行った件数（平成30年度(2018年度)以前作成分も含む）を報告すること。

○現行規定の分類によるもの

【共通】

性質区分	行政文書ファイル等の保存期間の区分					合計
	30年	10年	5年	3年	1年	
1 県が主催する研修会、説明会等に関する事項				1		1
2 行政文書の開示請求に対する決定及び経緯				1		1
3 収支報告書				2		2
4 開示請求				1		1

イ 延長理由別の保存期間の延長件数

保存期間延長の理由		行政文書ファイル等の件数
第1項	第1号(監査、検査)	
	第2号(係属中の訴訟)	
	第3号(不服申立て)	
	第4号(開示請求)	
	第5号(開示(訂正)請求)	
第2項 (※)	業務の参考とするため	5

※ 知事が保有する行政文書の管理に関する規則第4条第2項(職務遂行上必要がある場合の延長)に基づき、保存期間を延長した場合は、その理由を記載のうえ、件数を報告すること。

(7) 行政文書の管理の改善に関する取組状況

特になし

(8) その他行政文書の管理に関すること

特になし